

事務連絡
平成 20 年 2 月 28 日

社団法人日本産婦人科医会御中

厚生労働省医政局看護課長補佐

新人助産師臨床実践能力向上推進事業の実施について

平素より看護行政の推進につきましては格別のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

今般、標記について別添のとおり都道府県看護行政担当者あてに事務連絡を発出いたしました。御了知願います。





事務連絡
平成 20 年 2 月 28 日

都道府県看護行政担当者 殿

厚生労働省医政局看護課長補佐

平成 20 年度新人助産師臨床実践能力向上推進事業の実施について

医療技術の進歩、患者の高齢化・重症化、平均在院日数の短縮等、医療を取り巻く環境が大きく変化している中、医療の安全を確保するための体制整備は喫緊の課題となっています。特に周産期領域の医療提供においては、母子の安全の確保に向けた対策や出産に快適な環境の確保・提供が求められています。

一方、助産師は、周産期領域における分娩介助等の助産業務を通して、妊娠婦婦や新生児のケア等、安心、安全な出産のための重要な役割を担っています。これを踏まえ、周産期領域の医療安全の確保を目的として、助産師の臨床実践能力の向上を図るための研修事業を下記のとおり実施いたします。

貴職におかれましては、本事業の趣旨を御了知のうえ、貴管下の医療機関及び関係団体等に対して、周知方、よろしくお願ひいたします。

記

1. 事業の内容

(1) 概要

本事業は、新人助産師に対し、安心で安全な助産ケアを提供するための臨床実践能力を修得させるため、助産師として必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について、充分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行うとともに、新人助産師の研修にあたっては、実地指導者の能力開発・育成が必須であることから、実地指導者に対し、新人助産師研修の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等の研修を行うものである。

(2) 実施機関

本事業は、別紙の研修施設基準を満たす医療機関（以下、「研修施設」とする。）で実施する。

なお、研修施設は原則として他の医療機関の新人助産師及び実地指導者等を受け入れる準備があることとする。

(3) 対象者

ア 新人助産師研修

助産師としての業務経験が 1 年未満の助産師とする。

イ 実地指導者研修

新人助産師に対して、臨床実践に関する実地指導、評価等を継続して行う助産師、または今後これを行う予定の助産師とする。

(4) 期間

ア 新人助産師研修

本事業の補助対象は、原則として 60 日間とする。

イ 実地指導者研修

本事業の補助対象は、原則として 20 日間とする。

2. 事業の申請

本事業の実施を希望する施設の開設者は、申請書（様式 1 から 4）を平成 20 年 3 月 14 日（金）までに厚生労働省医政局看護課に提出すること。

申請にあたっては、新人助産師研修もしくは実地指導者研修のいずれかを単独で申請することも可とする。

（申請書提出先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館
厚生労働省医政局看護課

（問い合わせ先）

電話：03-3595-2206（直通） FAX：03-3591-9073
担当：猿渡央子：saruwatari-hiroko@mhlw.go.jp

3. 事業の決定

厚生労働省が申請書を審査し決定する。

採択については、効果的な研修プログラムを有すると判断される機関を優先とする。
なお、独立行政法人及び国立大学法人は、本事業の対象に含まない。

4. 事業の実績報告

事業を実施する研修施設の管理者は、事業の実績について報告書（様式 5）をもって、事業完了日以後 2 ヶ月以内または、平成 21 年 1 月 30 日（金）のいずれか早い日までに厚生労働省に報告すること。

なお、上記期日までに事業が完了していない場合は、この時点までの実績について報告し、事業完了後に最終報告を行うこと。

報告書（様式 5）については別途、送付する。

5. その他

本事業の実施状況等について、別途、調査があるのでご協力いただきたい。

別 紙

新人助産師臨床実践能力向上推進事業 (新人助産師研修又は実地指導者研修)

研修施設基準

I 用語の定義

研修施設基準に係る用語の定義については下記のとおりとする。

- 1 新人助産師
助産師としての業務経験が1年未満の助産師をいう。
- 2 研修施設
本事業を実施する医療機関をいう。
- 3 研修プログラム
新人助産師又は実地指導者に対する1年間の研修に関する計画をいうものであり、研修の目的、到達目標、修得方法及び評価方法並びに指導体制を示したものをいう。
- 4 新人助産師研修プログラム企画・管理組織（委員会等）
新人助産師研修プログラム及び実地指導者研修プログラムの企画、運営、管理及び評価を行う委員会等の組織をいう。
- 5 教育責任者
新人助産師研修及び実地指導者研修の実施に当たり、研修プログラムの策定、企画及び運営に対する指導及び助言、関連部門との調整等を行う研修施設の看護職員をいう。
- 6 教育担当者
各部署で実施される新人助産師、又は実地指導者研修の運営を中心となって実施し、実地指導者への助言及び指導等を行う助産師をいう。
- 7 実地指導者
新人助産師に対して、臨床実践に関する実地指導、評価等を継続して行う助産師をいう。

II 研修施設基準

新人助産師臨床実践能力向上推進事業に係る研修施設基準は、次の各項に掲げるものとする。

- 1 研修プログラムに関する事項
 - (1) 研修施設は、新人助産師又は実地指導者の研修プログラムを有していること。
 - (2) 研修プログラムには、次の事項が定められていること。
研修目的・目標、内容（講義・演習等の研修方法及び集合・個別等の指導体制、時期、期間、講師、実施場所）及び評価（時期、項目、基準、方法）

2 研修施設の指導体制に関すること

- (1) 原則として、新人助産師研修に他の医療機関の新人助産師を受け入れる準備があること。
受け入れに当たっては、調整担当者を明確に位置づけ、連絡調整が密に行えること。
- (2) 年間分娩件数がおおむね 500 件以上であること。
- (3) 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査、保健指導基準が作成され、個々の看護計画が立てられおり、カンファレンス等により適切に評価が行われていること。
- (4) 施設における看護部門の位置づけ及び看護組織が明確に定められていること。
- (5) 看護職員の継続教育に係る組織が体系化されており、教育責任者及び教育担当者、実地指導者等が配置されていること。
- (6) 新人助産師又は実地指導者研修プログラム企画・管理組織（委員会等）を設置し、研修全般にわたる定期的な計画及び評価等、総括的な管理を行うこと。
当該委員には次の者を含め、年 3 回以上検討がされていること。
 - ①病院長もしくはそれに準じる者
 - ②看護部門の責任者
 - ③看護部門の教育責任者
 - ④事務部門の責任者
- (7) 新人助産師を含む看護職員の継続教育が計画的に実施されており、新人助産師及び実地指導者等による研修成果に係る評価を行う体制を有すること。
なお、「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」（平成 16 年 3 月厚生労働省）に基づいて看護職員の継続教育の評価及び改善が行われていることが望ましいこと。
- (8) 当該研修による到達目標の達成状況等に係る研修記録が整備されていること。
- (9) 新人助産師及び実地指導者への支援体制について明確にされていること。

3 複数の医療機関の連携による研修プログラム実施における留意事項

- (1) 複数の医療機関の連携による研修プログラムの場合、目的及び連携体制等を明示すること。
なお、連携する医療機関のうち、少なくとも 1 施設は、施設基準を満たしていること。
- (2) 当該研修施設において、他の医療機関等からの研修者の受け入れが可能であれば、積極的にこれを実施すること。この場合、プログラムの企画・管理組織において、受け入れ体制、調整者等を明確に定めること。